

指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：大蔵の棚田地域再生協議会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項（棚田等の名称及び範囲）

- ・大蔵の棚田 範囲については、別添 1 のとおり。

2 指定棚田地域振興活動の目標

（1）棚田等の保全及び農業の振興

- ・耕作放棄の防止
 - 中地区有志の会、グループ農夫の会が協力し、大蔵の棚田に耕作放棄地を発生させない。
- ・担い手の確保・維持
 - 大蔵の棚田における営農活動に年 1 回以上、地元高校生などの各種団体が参加する機会を設け、担い手の確保を促進する。
- ・生産性・付加価値の向上
 - ラジコンヘリ（ドローン）による共同防除を 10ha 以上実施し、スマート農業化を維持・推進させる。
- ・鳥獣被害対策の実施
 - 侵入防止柵や罠などを設置し、大蔵の棚田における鳥獣被害面積を 15a から 10a に減少させる。

（2）棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

- ・農産物の供給の促進
 - 令和 11 年度までに棚田米の販売の促進を図り、販売量を年間 10t から 12t に増加させる。
- ・良好な景観の作成
 - 農作物の作付けを行わない棚田においては、地域住民や都市住民との交流を図りながら維持管理や保全を行う（草刈りや景観作物の播種）。
- ・伝統文化の継承
 - 山辺町の伝統的な杭掛けによる稲の自然乾燥を維持する。

（3）棚田を核とした棚田地域の振興

- ・棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興
 - 大蔵の棚田で交流人口促進のための地域活性化イベント（コンサート・ライトアップ等）を行い、令和 11 年度までに 600 人の参加を目指す。

3 計画期間

認定の月～令和 12 年 3 月

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

（1）指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添 2 の工程表に基づき実施することとする。

① 棚田等の保全及び農業の振興

- ・耕作放棄の防止

- 中地区有志の会、グループ農夫の会が協力し、営農活動が続けることにより大蕨の棚田に耕作放棄地を発生させない。
- ・担い手の確保
 - 大蕨の棚田における営農活動に、地元高校生などの各種団体が参加する機会を設け、営農指導等を行う。
- ・生産性・付加価値の向上
 - ラジコンヘリ（ドローン）による共同防除を実施し、大蕨棚田米の品質向上を図るとともに、スマート農業化を推進させる。
- ・鳥獣被害対策の実施
 - 侵入防止柵や罠などの設置・管理を行い、鳥獣被害対策を推進する。
- ② 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮
 - ・農産物の供給の促進
 - 大蕨棚田米のブランド化を図るとともに、イベントなどで大蕨棚田米の販売を促進する。
 - ・良好な景観の作成
 - 中山間地域等直接支払制度を活用した地域ぐるみでの草刈りや、グループ農夫の会によるボランティア活動での菜の花の植栽を通して、良好な景観の保全に努める。
 - ・伝統文化の継承
 - 中地区有志の会、グループ農夫の会などが協力し、大蕨の棚田で行われている自然乾燥米の杭掛けを行っていく。
- ③ 棚田を核とした棚田地域の振興
 - ・棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興
 - 大蕨の棚田で行われている交流人口促進のための地域活性化イベントを通じて関係人口の創出・拡大につなげる。

（２）指定棚田地域振興活動の実施主体

上記（１）に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記５の指定棚田地域振興協議会の参加者である。

５ 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

大蕨の棚田地域保全活動地域協議会は、農業者、農業者団体、地域住民と下記の団体で構成。